

④ 平成 30 年第 4 回臨時会

(5 月 31 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成30年第4回益城町議会臨時会目次

○5月31日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議案第44号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	3
専決第1号 平成29年度益城町一般会計補正予算（第10号）	
日程第4 議案第45号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	12
専決第2号 平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	
日程第5 議案第46号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	14
専決第3号 平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）	
日程第6 議案第47号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	15
専決第4号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程第7 議案第48号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	18
専決第5号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第8 議案第49号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	19
専決第6号 益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第9 議案第50号 公有財産の取得について	20
閉会	25

平成30年5月第4回益城町議会臨時会会議録

1. 平成30年5月31日午前10時00分招集
2. 平成30年5月31日午前10時00分開議
3. 平成30年5月31日午前11時50分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 議案第44号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第1号 平成29年度益城町一般会計補正予算（第10号）
 - 日程第4 議案第45号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第2号 平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
 - 日程第5 議案第46号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第3号 平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）
 - 日程第6 議案第47号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第4号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第7 議案第48号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第5号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第8 議案第49号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第6号 益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第9 議案第50号 公有財産の取得について

7. 出席議員（17名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	9番 宮崎金次君	10番 坂本貢君
11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君	13番 石田秀敏君
14番 中村健二君	15番 竹上公也君	16番 渡辺誠男君

17番 荒 牧 昭 博 君 18番 稲 田 忠 則 君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西 口 博 文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	副 町 長	向 井 康 彦 君
教 育 長	酒 井 博 範 君	政 策 審 議 監	永 田 清 道 君
土 木 審 議 監	持 田 浩 君	危 機 管 理 監	今 石 佳 太 君
会 計 管 理 者	高 森 修 自 君	総 務 課 長	中 桐 智 昭 君
総 務 課 審 議 員	塘 田 仁 君	総 務 課 審 議 員	富 永 清 徳 君
企 画 財 政 課 長	山 内 裕 文 君	生 活 再 建 支 援 課 長	姫 野 幸 徳 君
税 務 課 長	坂 本 祐 二 君	住 民 保 険 課 長	森 部 博 美 君
こ ども 未 来 課 長	木 下 宗 徳 君	健 康 づ くり 推 進 課 長	後 藤 奈 保 子 君
福 祉 課 長	深 江 健 一 君	産 業 振 興 課 長 補 佐	高 橋 信 二 君
都 市 建 設 課 長	荒 木 栄 一 君	公 営 住 宅 課 長	河 内 正 明 君
復 旧 事 業 課 長	増 田 充 浩 君	復 興 整 備 課 長	坂 本 忠 一 君
復 興 整 備 課 審 議 員	米 満 博 海 君	危 機 管 理 課 長	金 原 雅 紀 君
学 校 教 育 課 長	福 岡 廣 徳 君	生 涯 学 習 課 長	吉 川 博 文 君
水 道 課 長	森 本 光 博 君	下 水 道 課 長	水 上 眞 一 君

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。平成30年第4回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきましてありがとうございます。

ここで報告申し上げます。

8番野田祐土議員が議会閉会中の平成30年4月17日に益城町長選挙の候補者届を提出され、受理されました。地方自治法第92条及び公職選挙法第90条の規定により議員を辞したことになりましたので、益城町議会会議規則第93条第2項の規定により御報告申し上げます。

議員定数18名、出席議員17名です。

これより、平成30年第4回益城町議会臨時会を開会いたします。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、13番石田秀敏議員、6番中川公則議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3 議案第44号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第1号 平成29年度益城町一般会計補正予算（第10号）

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第44号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第1号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第10号）」の件を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成30年第4回益城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日提案します議案は、補正予算が3件、条例の一部を改正する条例の制定について3件、公有財産取得について1件、計7件を提案しております。

それでは、議案第44号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定より専決処分した次の事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める。

専決第1号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第10号）。

平成30年5月31日提出。益城町長、西村博則。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出それぞれ4億2,881万8,000円を減額し、総額を484億7,947万6,000円。歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び地方債の補正を平成30年3月30日に専決処分しています。

2ページから5ページが歳入歳出予算補正で、内容につきましては、13ページ以降の明細書により説明いたします。

6ページから8ページが繰越明許費の補正の一覧表になります。追加の事業が、放課後児童クラブ建設事業ほか29事業、変更が2事業、合計32事業で、繰越額の合計が201億9,933万1,000円

を繰り越しています。

9ページ、10ページが地方債の補正で、廃止が1事業、変更が15事業、合計の16事業につきまして、事業費決算見込み額及び繰越明許費の金額により、限度額を補正しています。

13ページをお開きください。歳入予算です。

地方揮発油譲与税から15ページ最後の交通安全対策特別交付金までは、交付金等の確定による増額、減額をしています。

16ページ、分担金及び負担金は保育料等の増減補正、使用料及び手数料は町営住宅の住宅使用料、幼稚園授業料等。

17ページ、18ページ、国庫支出金は、臨時福祉給付金等交付金等の確定による増減補正。

18ページから20ページ、県支出金は、熊本地震復興基金交付金や震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金等の確定による増減補正。

21ページ、財産収入は基金利子、寄附金はふるさと納税等、諸収入は過年度保育所災害復旧費補助金、熊本県市町村振興協会市町村交付金等の確定によるもの。

22ページ、町債は、9ページ、10ページで説明したとおりでございます。

24ページ、歳出予算です。

総務費1目一般管理費、25ページ、4目企画費等につきましては、決算見込みによる不用額の減額。6目防災費は、食糧費を10万円増額しています。

27ページ、民生費は、臨時福祉給付金復興基金事業の被災者転居費用助成金、28ページの老人保護措置費、29ページの災害弔慰金等、いずれも決算見込みによる減額補正。

30ページ、衛生費は、子どもインフルエンザ任意予防接種委託料、健診委託料等の決算見込みによる減額。農林水産業費は、青年就農給付金事業補助金、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金、基幹水利ストックマネジメント事業負担金等、事業費の確定による不用額の減額。経営体育成支援事業が不足額の1,000円を増額しています。

34ページ、商工費は、仮設商店街看板設置工事費、商店街等街路灯管理支援事業補助金等の決算見込みによる減額。

35ページ、土木費は、道路拡幅用地購入費、36ページの公共下水道特別会計繰出金等の決算見込みによる減額です。

38ページ、教育費は、全国・九州大会出場者助成金、体育施設借地料、40ページ、学校給食費の燃料費等の決算見込みによる減額。災害復旧費が、農家自力復旧支援事業助成金や被災宅地復旧支援事業補助金等の復興基金事業の確定による減額。42ページの、総合体育館備品購入費等の確定による減額補正を行っております。

43ページ、予備費を1億9,181万4,000円増額しております。

歳出予算につきましては、ほとんどの項目において、決算を見据えた不用額の減額補正となっております。

以上が議案第44号でございます。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） おはようございます。下田です。

何ページで言うたかな、ページが6ページですね。繰越明許費補正ですか。その8款の土木費、4項の都市計画費の21億3,524万5,000円のこの内訳ですね。内訳の金額が分かれば教えてもらいたいと思います。

それともう1点が、11款の土木施設災害復旧費の47億4,787万5,000円の、事業名は書いてありますが、金額を教えてもらいたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。2番下田議員の質問にお答えさせていただきます。

8款土木費4項都市計画費の事業内容のそれぞれの事業費の内訳と、それから11款災害復旧費2項の土木施設災害復旧費のそれぞれの事業費の内訳ということだったかと思います。

まず、8款のほうですね、がけ地近接等危険住宅移転事業、こちらのほうが536万2,000円。それから都市防災総合推進事業、こちらが10億6,488万1,000円。街路交通量調査事業、こちらのほうが142万2,000円。土地区画整理事業が1億3,106万2,000円。次に、小規模住宅地区改良事業が9億214万4,000円。雨水総合管理計画策定事業が3,037万4,000円です。

次に、11款のほうです。11款のほうが、道路橋梁の災害復旧事業、これが3億4,191万円。次が河川災害復旧です。2,588万6,000円。次に、公園災害復旧、こちらが42億2,608万7,000円。次ががけ地災害復旧事業、これが1億5,399万2,000円となっております。

こちらの繰越明許費関係の分につきましては、今回予算に定めておりますので、次の議会、6月の定例町議会の中でですね、繰越計算書という形で、事業費の内訳、それから財源内訳までお知らせするというようになっておりますので、6月議会のほうでまた報告をさせていただくということになるかと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 下田議員、いいですか。

○2番（下田利久雄君） 分かりました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） おはようございます。1番の上村です。2点ほど質問させていただきます。

まず19ページですね、17款県支出金2項の県補助金1目の総務費県補助金、そしてですね、内訳のほうが熊本地震復興基金交付金、これが4億888万円の減額になっているんですが、この減額の理由をですね、ちょっと教えてください。

それと、恐らくこれに関連しているものと思うんですが、41ページの11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費、この中の1目、6目、7目、これも復興基金事業だと思いますが、これがそれぞれですね、減額されております。これもそれぞれに減額の理由をですね、教えてください。以上2点、お願いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。1番上村議員の御質問にお答えさせていただきます。

一般会計補正予算の、19ページですね、17款県支出金の1目総務費県補助金、熊本地震復興基金交付金の4億888万円の減額の分ということです。

減額の理由につきましては、一応、復興基金につきましては、いろんな事業の分ですね、補正予算を重ねてきております。29年の当初予算から補正予算の9号までですね、いろいろ補正をしてきているというところなんです。その中で、県の基本事業の部分、それから県から入る分がありました創意工夫分。創意工夫分が一応17億ぐらいですかね、と県事業のほうで、またそれ以外に事業をやっているというところなんです。

今回の減額につきましては、県のほうにそれぞれの事業の実績に基づいて、県のほうに請求をした部分についての予算との差額という形になっております。いろんな事業で、被災宅地の部分だったりとかですね、きょう補正で減額になっております事業の部分もそうですけれども、いろんな事業費の確定に伴って4億円ほどの減額になっているというところなんです。全てですね、創意工夫分は17億4,000万円、全て歳入で受け入れておりますので、県事業の基本事業の部分について申請等が少なかった関係で、歳入のほうが減額されてるという状況です。以上です。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。1番上村議員の御質問に対してお答えいたします。

まず、ページ数41ページ、11款2項1目道路橋梁災害復旧費、6目宅地災害復旧費、7目共同墓地復旧費についての減額理由ですけれども、こちらの道路橋梁災害復旧費、こちらは私道路の災害復旧費となっております、3月末で申請が、相談は16件あってございましたけれども、申請がゼロということで今回減額しております。それから宅地災害復旧費、これは宅地ですね、個人で自費、個人の宅地復旧ということで、擁壁またはそのジャッキアップ等ですね、こちらのほうをやっていただく事業でありますけれども、こちらのほうがですね、3月末で相談が3,099件、それから申請577件ということになっております。共同墓地、こちらのほうがですね、3月までの相談件数が67、申請7件ということです。

いずれの項目につきましても、当初見込んでおりました想定数より少なかったということで、今回減額補正をさせていただいております。以上でございます。

○1番（上村幸輝君） 分かりました。

○議長（稲田忠則君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） おはようございます。9番宮崎でございます。私のほうから、議案第44号、平成29年度益城町一般会計補正予算書の中の2点だけ質問をさせていただきます。

まず1点目は、同僚議員が質問をしました6ページの第2表、繰越明許費の補正の中で、先ほど答弁がございましたが、6月議会で最後は説明すると。だからそれで了解してくれと、こうい

う趣旨だったと思うんですが、それではこの補正予算がですね、我々何とも言いようがないんで、その中で特にですね、都市計画費の小規模住宅地区改良事業、これが何でできなかったんだろうかということが、どういう理由だったんだろうというのと、同じように、災害復旧費の11項目の中の7ページのほうですが、これも公園災害復旧事業、これがたしか42億ぐらい残ってるって、こういうお話だったと思うんですが、これが何で次の年度にというか、30年度に繰り越されたのかなと。この2点だけ、このところはまず確認をしたいと、こういうふうに思います。

それから、一番最後の41ページですね、11款の災害復旧費の2項の災害復旧費の中の、今、課長から説明がございましたが、これも同じようにですね、確かに申請がなかったと。だけど、実際はまだ壊れてるところが結構あると。何で申請ができないのか、基準が厳しいのか、それとも申請をする人たちが知らないのか、これについてはどういうふうにお考えになってるのかを、見解をお聞きしたいなと思います。

この2点、よろしく答弁をお願いします。

○議長（稲田忠則君） 坂本復興整備課長。

○復興整備課長（坂本忠一君） 復興整備課長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。9番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第44号中、6ページ、第2表、繰越明許費補正というところで、8款の土木費4項の都市計画費、その中の小規模住宅地区改良事業費ということで、9億2,144万円ということで、先ほど内訳についてはですね、申し上げましたが、なぜ執行に至らなかったかということでございます。

この予算につきましてはですね、3月補正予算でですね、予算措置をしていただきました。まちづくり協議会等から上がってくるものについてですね、例えば避難地、それから避難路、そういうものをですね、整備するというところでございます。まち協から上がってきたもの、それを整理しながら、現在、測量設計のほうの委託を出せるようにですね、準備をしているところです。もう近々発注に至るのではないかというふうに考えております。時間的なちょっと問題でですね、繰り越しさせていただくということになっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。9番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第44号、7ページです。繰越明許費補正の11款2項土木施設災害復旧費、このうちの公園災害復旧事業費、これが42億ほど執行されていない、繰り越しているということでございますけれども、こちらのほう、体育館、昨年12月まで皆さん方に、解体前まで開放されたと。こちらのほう、非常に調査、皆さんの避難所という形で調査とか遅れておりました。その関係で、工法の検討、または復旧工法の検討とですね、時間を要して今回繰り越すという形になったところでございます。

それから、41ページですね、減額補正の件でございますけれども、こちらについて、申請件数が少なかったんで減額補正を先ほどさせていただきましてと回答しました。なぜかということでは

けれども、一応ですね、こちらのほう、周知につきましては、益城町の広報、それから益城町のホームページ、さらに復興ニュース等で皆さんには周知しているところがございます。

ただ、こちらのほうとして考えますところが、まず、道路橋梁災害復旧費、私道路ですけれども、こちらにつきましては、まだ皆様方の家の復旧が終わっていないと。道路復旧よりは、私道ですね、道路復旧よりは、まずは自宅再建ということで申請が遅れているのかと思います。

それから、もう一つ考えられますのが、私道路ですので、皆さんの合意形成が必要ということで、相談はあっておりますが、その辺の調整をされてるところでまだ上がっていないのではないかとというふうに推測いたします。

それから、宅地災害復旧ですけども、こちらのほうですが、こちらのほうとしましては、相談3,099件あってるのは、これあくまで延べ件数ですので、同じ方が何度か来ておられるという中で577件という形になっております。こちらのほうがですね、執行率としては94%という形になっておりますので、申請がそれなりに上がっているふうに考えております。

それから、共同墓地復旧ですけども、こちらのほうもですね、相談は67件と申請7件というふうになっております。やはりこちらのほうも、共同墓地ということでございますので、そちらの墓地の地縁の方の同意が必要と。当然こちらにつきましても個人負担が2分の1出てくるわけでございますので、そのあたりでまた調整を図られている結果が現在の状況ではないかと思っております。こちらについても今後まだ受付をいたしますので、これからまだ需要はあると見込んでおります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎でございます。1回目の質問、答弁ありがとうございました。

まずですね、6ページの繰越明許につきましては、二つの疑問に対してお答えいただきまして、大体理解ができました。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、最後のほうの、41ページのですね、災害復旧費の中で、これは繰り越すわけでもなくて、もう減額をして決算という形になると思うんですよね。その場合、工事ちゅうかですね、これが全部もう復旧終わってれば何ら問題はないんですが、まだ見るところですね、いろんなところが、これからやらなきゃいかんところがいっぱいあるんですよね。そうしますと、新たな予算の中で、今度は、今回減額した分はやっていくというような話になろうかと思うんです。そうなった場合、きちっと対応できると、こういうふうに今のところは見積っておられると思うんですが、こちらあたりの見解について、一つお伺ひしたい。

特にですね、その中で、私道復旧事業、それから共同墓地、こちらあたりがなかなかですね、住民のほうから町のほうに申し出づらい。町はいろいろ、広報とかいろんなのを使ってですね、こういう申請ができますよということをお伝えされてるとは思うんですが、なかなか住民からですね、声を上げて町のほうに来れるような状況がないような気がするんです。ですから、どちらかというところ、こういうところはなるべく町からも少し手を差し伸べないと前に進まないと思うんですが、この点についてはいかががお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 9番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

今、宮崎議員のお話ですと、私道路の復旧、それから共同墓地の復旧につきまして、住民の方が二の足を踏んでいるのではないかという御質問ですけれども、町としてもですね、幾度となく広報またホームページ等で周知しているところでございます。また、うちのほうの1階の窓口にてですね、申請窓口ということで、全て基金の申請事はそこで行っておりますので、こちらのほうに来庁されたときにですね、心配事とか不安要素があれば、その場で相談していただきたいということで復旧事業課としては考えております。

ただ、今、御指摘のように、周知が足りないかということでもありますけれども、こちらのほうについてもですね、今後、広報またはホームページでですね、周知を図っていきたいと思っております。以上でございます。

○9番（宮崎金次君） いいです。

○議長（稲田忠則君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

6番中川公則議員。

○6番（中川公則君） 6番中川でございます。

36ページですね、ちょっと土木費のほうについて、ちょっと一つだけお聞きしたいと思えます。都市計画費の都市計画総務費の中ですね、公共下水道の特別会計の繰出金ということで6,000万ですね。非常に下水道関係もですね、あちこち工事をやっておられますけれども、地方債、あるいは一般財源についてですね、合わせたところの6,000万の減額という形で計上をされておりますので、どういう関係かということをお伺いしたいと思います。

それから、次の土木費の住宅費については、地方債から一般財源への組み替えということで理解していいのか、その二つだけですね。財源組み替えということであるかということですね、お伺いをしたいと思います。2点だけお聞きいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 水上下水道課長。

○下水道課長（水上眞一君） 下水道課長の水上でございます。6番中川議員の御質問にお答えします。

議案第44号中、ページが36ページになります。8款4項1目28節の公共下水道特別会計繰出金でございますが、6,000万円の減額をさせていただいております。これは下水道使用料等の増額、また下水道事業費、施設の維持管理費、また災害復旧事業費等の減額に伴う減額でございます。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） いいですか。河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 公営住宅課の河内です。6番中川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成29年度益城町一般会計補正予算（第10号）、36ページでございます。8款5項1目の5,040万の町債から一般財源への組み替えということで、この財源組み替えはということかという御質問ですけれども、これにつきましては、災害公営住宅の広安校区において、基本計画の検討業務というのを起債対象として申請をしていたところでございますけれども、この分に

についてはちょっと起債対象外ということになりましたので、地方債から一般財源への組み替えという処置をとらせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） いいですか。

○6番（中川公則君） 分かりました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質問ありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

大方質疑は出たと思いますが、ちょっと1点だけというか、幾つかになるんですけども、一般会計の補正の中の38ページ、これはここだけではないですが、教育費の中、社会教育総務費、それから文化財保護対策費で、国県支出金のほうが減額になって一般財源に財源組み替えですけども、これはどういうことなのか。国、県からの分を予定していたけど、この分だけ減ったのか何なのか。この財源組み替えの理由というか、その辺をちょっとお聞かせ願えばと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川博文君） おはようございます。生涯学習課長の吉川です。14番中村議員の御質問にお答えいたします。

38ページの10款6項の文化財保護対策の財源組み替えにつきましてですが、ちょっと私のほうがですね、ちょっとこちらのほう、調べておりませんでしたので、財政というか、企画財政のほうでお答えをお願いしたいと。よろしいでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 14番の中村議員の質問にお答えさせていただきます。

国県支出金と一般財源の財源組み替えということですけど、ちょっと細かな事業の内容がちょっと分かっておりませんが、恐らく復興基金の減額に伴う財源組み替えという形になってると思います。

ちょっと確認が明確なところではありませんけれども、復興基金を減額していますので、それに伴い、減額しているという内容です。以上です。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） 2回目の質問いたします。

財源組み替え、復興基金か何かのほうで充てるということで国県支出金のほうが減額されたのかなというふうに思ってくれということですけど、これは土木費なんかにも国県支出金が相当減ってきてる。これは工事が繰り越しされたりとか、その部分のかなと思うんですけど、41ページあたりでも国県の支出金が減額されて、一般財源のほうから6,500万とか1,000万とかいろいろですね、出てるわけですけども、この辺が、国県の支出金の減った理由というのをちょっと知りたいんですが、そこ辺、もし分かるならば、もう一回お願いします。

（「議長、休憩、一丁休憩とられた方がいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君） そうですね。課長、はっきり答弁が、どうですか。いいですか。いきま

すか。

山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 14番の中村議員の2回目の質問に答えさせていただきます。

ちょっと財源組み替えの内容につきましては、復興基金の関係での財源組み替えになっているかと思えますけれども、細かな内訳までちょっと持ってきておりませんので、確認してですね、またお知らせをしたいというふうに思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

13番石田秀敏議員。

○13番（石田秀敏君） 自席からよかですか。自席からようございますか。

○議長（稲田忠則君） なら、自席から。

○13番（石田秀敏君） 13番石田です。

1点だけお尋ねいたします。6ページ、8款土木費4項都市計画費、その中の小規模住宅地区改良事業、先ほど担当課長から説明があつておりました。避難地、避難路関係、その中で避難地ですね。避難地、避難公園。これに関して、今までの議会の中で、何地区か要望が上がつてきておりました。この避難地について、完成後ですね、完成後の管理はどこがするのか。町なのか地元なのか、地元とした場合には、申請時点でそこまで地元の話し合い、了解は済んでおるのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂本復興整備課長。

○復興整備課長（坂本忠一君） 復興整備課長の坂本でございます。よろしくお願ひします。13番石田議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの議案第44号の中の繰り越し費用の中の小規模住宅地区改良事業、この中で、例えば避難地についてですね、つくった後、管理はどうするのかという御質問だったかと思ひます。

実は、先ほど申し上げました費用の中にはですね、今から設計する費用、それから工事費用、それから固有財産購入費ということで、あと補償費とかですね、当然、町のほうで購入いたしまして避難所をつくるわけでございますので、管理におきましても、当然町のほうで今後行っていくということになると思ひます。でき上がった後ですね。今から設計等を行いまして、地元の方とはその辺のところを十分話をですね、協議をしながら事業を進めていきたいというふうに考えています。以上です。

○13番（石田秀敏君） 完成後は、町のほうで管理をしていくということでしたね。間違いございません。なぜならば、町内の仮設自治会の方々が、東北のほうを視察に行かれた場合に、何年かたったら草ぼうぼうになつとところが何カ所もあつたということで、できた当初はよかつたんだけど、3年ぐらいたつたころから管理が全くできていない、そういうようなことを見てきて、大変愕然としましたというようなことが新聞に載つたもんですからですね。今の答弁どおりに、町のほうで完成後もびしゃつとしていただければ幸ひと思ひます。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第1号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第10号）」の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第44号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第1号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第10号）」、これに承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって議案第44号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第1号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第10号）」の件は、承認することに決定しました。

日程第4 議案第45号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第2号 平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第45号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第2号「平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」の件を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第45号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次の事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めます。

専決第2号、平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

平成30年5月31日提出。益城町長、西村博則。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正、歳入歳出それぞれ2億9,319万9,000円を減額し、総額を49億9,356万4,000円、平成30年3月30日に専決処分しております。

6ページをお開きください。歳入です。

国庫支出金は、療養給付費等負担金、普通調整交付金等の交付決定等によるもの及び保険税一部負担金の免除に伴う特別調整交付金の確定による減額。

7ページ、県支出金は、普通調整交付金、収納率向上等特別調整交付金等の確定による減額。共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金の確定による増額補正をしております。

8ページ、9ページが歳出です。

保険給付費及び共同事業拠出金は、決算見込みによる不用額の減額、予備費を増額補正をしております。

以上が議案第45号でございます。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎でございます。

議案第45号について、1点のみ質問をさせていただきます。

7ページ、8款県支出金2項の県補助金、収納率向上等特別調整交付金というのが今回1億1,474万9,000円ほど減額になっております。これはどういう理由で減額になったのか。収納率が非常によくなかったのか、それともトータルの話なのか、この理由が分かったら教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 森部住民保険課長。

○住民保険課長（森部博美君） 住民保険課長の森部です。よろしく申し上げます。9番宮崎議員の御質問にお答えします。

議案第45号の8款県支出金の減額でございますけれども、1億1,474万9,000円の減額でございますけれども、これは一つの事業ではなくて、いろいろな積み上げ方式になって、さまざまな事業に対する交付金でございます。その一部が、済みません、収納率向上等が含まれておりますけれども、コールセンター事業も昨年補正で実施しましたけれども、その積み上げの中から減額されたものでございます。もともと予算額は1億2,284万4,000円、その確定がですね、8,009万5,000円となりまして、その差額を減額させていただきました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） ただいま答弁があつて、大体中身は理解したんですけども、もし、そういう理由であるならば、ここの書き方をですね、交付金等とかですね、何かそういう書き方でですね、もうちょっと膨らました書き方をすればあれなんですけど、ただ、これだけで言い切つてあるから、多分これが減額されたんじゃないかと、こういうふうに思うと思つてます。次号、この書き方等もですね。

それからあと、この臨時議会が終わつた後でも結構ですから、この中身をですね、後で教えていただきたいと思つてます。よろしく申し上げます。質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質問はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号「専決処分報告並びにその承認を求めることについて」、専決第2号「平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第45号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第2号「平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」、これに承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって議案第45号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第2号「平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」の件は、承認することに決定しました。

日程第5 議案第46号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第3号 平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第46号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第3号「平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）」の件を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第46号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次の事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求める。

専決第3号、平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）。

平成30年5月31日提出。益城町長、西村博則。

1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出それぞれ1,190万円を減額し、総額を28億9,415万9,000円、歳入歳出予算の補正、繰越明許費及び地方債の補正を平成30年3月30日に専決処分しています。

4 ページをお開きください。

繰越明許費です。津森地区環境整備費、浸水対策事業費の公共下水道事業及び下水道施設災害復旧事業の二つの事業を入札の不調、不落等により繰り越しています。

5 ページ、地方債補正の変更です。

公共下水道事業債及び下水道災害復旧事業債について、事業費の決算見込み額及び繰越明許額の決定により、限度額の補正をしています。

8 ページ、歳入です。

下水道使用料及び受益者負担金の決算見込みによる増額、下水道使用料等の増額に伴い、一般会計繰入金を減額しています。

9 ページ、町債は、5 ページで説明しましたとおりです。

10 ページ歳出です。

原材料費、合併浄化槽設置整備事業補助金、地方債償還元金、利子等、決算見込みによる不用額を減額、予備費を増額補正をしております。

以上が議案第46号でございます。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第3号「平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）」の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第46号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第3号「平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）」、これに承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって議案第46号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第3号「平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）」の件は、承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

日程第6 議案第47号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第4号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、議案第47号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第4号「益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第47号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第4号、益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、原則として平成30年4月1日から施行されました。これに伴い、益城町税条例等の一部を改正する条例を平成30年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき、これを報告し、承

認を求めるものです。

主な改正内容は、個人町民税において、障害者、未成年者、寡婦等に対する非課税措置の所得要件に引き上げや基礎控除に対する所得要件の創設、固定資産税では、土地に係る負担調整措置の継続と中小企業の設備投資に対する支援として、3年間の特例措置の創設。たばこ税につきましては、製造区分を創設し、加熱式たばこの区分を設けること及びたばこ税の税率を三段階で引き上げることなどとなっております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

7番吉村建史議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村でございます。

今回の条例で、中小企業に対する3年間の特例措置として項目を上げられていると思うんですけども、ページ数が8ページの、26、法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合はゼロとすると書いてあります。この具体的な内容をお知らせください。

○議長（稲田忠則君） 坂本税務課長。

○税務課長（坂本祐二君） 税務課長の坂本です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

中小企業支援ということで、8ページ下から10行目の26ということで、第26項ということで中小企業支援として制定をしております。

この内容ですけれども、法附則第15条第47項ということで、こちらのほうは平成33年3月31日までの期間における臨時的措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、3年度分の固定資産税に限り、ゼロ以上2分の1以下の範囲内において、市町村の条例で定めるとなっております。

今回制定して、町としてはゼロと定めております。こちらのほうは、上益城郡内各町もゼロとするとの確認をしております。なお、減免による減収分の75%は交付税で補填をされるということになっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員、いいですか。

○7番（吉村建文君） いいです。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありますか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎でございます。

議案第47号、益城町税条例等の一部を改正する条例の制定についてという中で、まず、条例改正の中で、13ページ、附則でございます。ここから第1条、第2条、第3条、第4条、これは非常に、町民に関してもですね、重要な事項だろうと思っておりますので、特に経過措置等がですね、入っておりますので、これを、まことに申しわけないんですが、税務課長に、もう少し町民が分かりやすいような言葉できょう説明をしていただくと助かると思っております。第1条、第2条、第3条、第4条について説明をよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 坂本税務課長。

○税務課長（坂本祐二君） 税務課長の坂本です。9番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

13ページからの附則第1条から第4条までということで、説明をとということです。町民に分かりやすくということですが、まず、附則第1条において、この条例は、平成30年4月1日から施行するとなっておりますが、第10号までありますとおり、それぞれ施行日が違ってあります。この中身についてはですね、たばこ税や中小企業など、法人関係が多くありますので、特に町民に直接関係すると思われるものについて説明をしたいと思います。

まず、この中の第2号についてですけれども、個人の町民税について、控除対象配偶者の改正規定が平成31年1月1日施行となっております。所得税法の改正がっており、控除対象配偶者の定義が、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいうと定められました。分かりやすく言うと、所得が1,000万円以下でないと配偶者控除が受けられないこととなりました。所得税は、平成30年分の所得から適用されますが、町民税については、次のページの第2条第1項にありますように、平成31年度からの適用となります。

次に、第7号についてです。平成33年1月1日施行となっております。個人の町民税の非課税の範囲を、障害者、未成年者、寡婦等の前年の合計所得金額を125万円以下から135万円以下に引き上げるものと、均等割及び所得割の非課税の計算に、新たに10万円を加算するものです。それから、基礎控除及び調整控除が受けられる対象について、合計所得金額を2,500万円以下とするものです。次のページの第2条第2項にありますように、平成33年度からの適用となります。

以上が、町民に直接関係するような主な内容となっております。

そのほか、14ページの第2条の第3項、第4項については、法人町民税に関するものです。

次の第3条の固定資産税に関する経過措置については企業等に関するものとなっております、町民に影響するものではありません。

今回の改正で、町民に係る固定資産税については、10ページの下から5行目の、附則第11条からの改正で、土地の負担調整措置について、現行の仕組みを3年延長するものとなっております。

次に、15ページの第4条については、中小企業等経営強化法に基づき、設備投資をした中小事業者を対象とするものとなっております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 1回目の答弁ありがとうございました。

多分、このですね、附則、今説明をいただいたんですが、なかなかですね、分かりづらいと。多分、皆さんもなかなか理解しづらいかなと、こういうふうに思います。量も多いし、内容がですね、非常に複雑だと、こういうことだろうと思うんです。

これをいかにして町民の皆さんに普及徹底するのか、ここらあたりについて、税務課長として何かお考えがあるんだったら教えていただきたいと思います。でないと、みんな窓口に来て初めてですね、ああ、そうだったんだと、こういう話になると、いろいろトラブると思うんですよね。

だけど、何とかこう、事前に町民の方に教えていただく、これが改正されればですね、改正の中身を教えていく、これが非常に大切だろうと思いますので、そういう考えについて、2回目の質問とします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 坂本税務課長。

○税務課長（坂本祐二君） 税務課長の坂本です。9番宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

今回の改正についての町民への周知ということで、こちらのほうはですね、特に町民にかかわりが深いものについては、申告時期とかですね、そういったのが近づきましたら、施行時期も違いますので、分かりやすいような形でですね、いろいろ広報、ホームページ、そういったので周知をしていきたいと思っております。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第4号「益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について」の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第47号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第4号「益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について」、これに承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって議案第47号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第4号「益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について」は、承認することに決定しました。

日程第7 議案第48号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第5号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（稲田忠則君） 日程第7、議案第48号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第5号「益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第48号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第5号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行及び地方税等の一部を改正する法律等の施行等に伴い、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成30年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。

主な改正の内容は、国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金として、熊本県に納付するよう改めたことに伴い、その課税額の規定を改めるものです。また、賦課限度額について、基礎課税分賦課限度額を54万円から58万円に4万円引き上げるものです。

さらに、所得の低い世帯に対する国民健康保険税の軽減判定所得につきまして、所要の見直しを行うものでございます。基礎控除33万円に加え、被保険者数に乗じる基準額を5割軽減で27万円から27万5,000円に、2割軽減で49万円から50万円に引き上げて、適用範囲を拡大するものでございます。

また、特例対象被保険者等に係る申告について、マイナンバー制度による情報連携で把握できる場合は、雇用保険受給資格証明書の提示を不要とするものでございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第5号「益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第48号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第5号「益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、これに承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって議案第48号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第5号「益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の件は、承認することに決定しました。

日程第8 議案第49号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第6号 益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の
保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

○議長（稲田忠則君） 日程第8、議案第49号「専決処分の報告並びにその承認を求めること

ついて」、専決第6号「益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第49号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第6号、益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例を平成30年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。

主な改正の内容は、別表第2の、特定教育等に係る保育料について、市町村民税所得割課税額7万7,100円以下のひとり親世帯等以外の世帯の保育料を軽減するもので、改正された国が定める保育料の上限基準より高額である保育料を国基準と同額に軽減するものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第6号「益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、採決をします。

この採決は起立によって行います。

議案第49号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第6号「益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、これに承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって議案第49号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第6号「益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、この件は承認することに決定しました。

日程第9 議案第50号 公有財産の取得について

○議長（稲田忠則君） 日程第9、議案第50号「公有財産の取得について」の件を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第50号、公有財産の取得について御説明申し上げます。

この議案は、災害公営住宅建設に係る財産取得で、福原地区10戸、田原地区16戸、砥川地区10戸の合計36戸分になります。6月上旬から造成に着手し、年内の完成予定で、来年1月からの入居開始を予定しております。町内における最初の災害公営住宅建設となります。

各地区の取得予定価格及び場所につきましては、参考資料添付のとおりでございます。取得予定価格の合計は8億85万1,000円で、建物本体のほか、設計管理費、造成費、駐車場整備費、外構費等を全て含んだ金額となります。

取得の相手方は、本年2月に基本協定を締結しました共同事業体の中で、宅地建物取引の資格を持つ熊本市南区域南町舞原195番地22、株式会社エバーランド代表取締役久原英司です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎です。議案第50号、公有財産の取得について質問をさせていただきます。

この点は、多分、3月の平成30年度の予算の中で出てきた内容だろうとは思いますが、そのとき細部ですね、説明がなされたかもしれませんが、再度、具体的な金額が出てまいりましたので、もう一度質問をしたいと思います。

今回のこの約8億ですかね、この金額が35戸の住宅ですか、36戸の住宅、これで大体金額としてふさわしいのか、それとも高いのか安いのか、これが我々としてよく分かりません。よって、ほかの市町村でですね、同規模の建物を建てた金額が大体どれぐらいだったのかというのが分かれば教えていただきたい。これが1点。

それから、2点目はですね、この金額で公有財産を取得した場合、例えば、入居される人が、例えば年金生活者、もしくは年間所得500万ぐらいの人、この人たちが、家賃はどれぐらいになるんだろうか。これが分かる範囲で教えていただきたいと思います。

もう一回繰り返します。1点目はですね、ほかの市町村で、大体これぐらいの規模がどれぐらいの金額で入札されてるのか。もしくは、2点目はですね、年金生活者とか、もしくは年収500万ぐらいの人たちがこの公営住宅に入居する場合、家賃はどれぐらいになるんだろうか、この2点について質問をします。よろしく願います。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 公営住宅課の河内です。9番宮崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問、今回提出させていただいてる金額は約8億円、これが他の市町村と比べてどうなのかという御質問ですけれども、まずですね、今回提示させていただいています取得価格は、先ほどの提案理由の中でもありましたように、敷地の造成、実施設計費、建物本体、それ

から外構、植栽、駐車場等の附帯工事まで、全てを含んだ総額での価格となっておりますことをまず申し上げておきます。

これからですね、契約に入っていく市町村も多々ありまして、発注形態としても設計、造成、本体工事と分離したような発注もございますので、なかなか同様な形での比較というのがですね、少のうございますけども、その中で、二、三例を申し上げさせていただきます。

立地条件等の違いがありますので、一概にですね、単純な比較というのはできませんけども、まず、お隣の西原村さん。ここがですね、近く完成予定の木造公営住宅、県内で最初に入居が始まるというふうに聞いておりますけども、こちらが建設戸数が12戸で、事業費が2億9,700万ということで、これはもう熊日新聞に今月の23日に掲載をされておった分でございます。1戸当たりで換算しますと、2,475万円ということになります。ただし、この総額の中には集会所66平米分まで含んだ額ということになっておりました。

また同様にですね、うちと同じようなやり方で、建物買い取り型で契約を終えられている宇城市、宇城市が10戸、10戸の契約で約2億4,500万での契約をなされております。戸当たりで換算しますと、2,450万円という価格になっております。この建物につきましては、木造ではなく鉄骨造りの二階建てということになっております。

本町におきましては、提案させていただいておりますとおり、36戸で8億85万1,000円ですから、戸当たりで換算しますと約2,224万5,000円という価格になっております。ただ、この価格につきましては、これから工事に入っていきますので、現場条件等によりまして多少のですね、増減は出てくるかというふうに考えております。1点目については以上でございます。

2点目の、入居される方々の家賃についてはどうだろうか、どうなるんであろうかという御質問ですけども、災害公営住宅の家賃は、入居される世帯全員の所得を基準に定められるということになります。

熊本県のほうで作成された災害公営住宅ガイドブックによって例を挙げさせていただきますと、お尋ねのあった年金だけの所得の世帯、年金だけの場合は、月の収入区分が一番低い1の区分ということになりますけども、その場合が2LDKで約2万3,000円、3LDKですと約2万7,000円というような家賃になります。

また、世帯での所得、お尋ねされたのは500万の場合はどうだろうかというお尋ねだったんですけども、もう500万といいますと、最高限度額を越すような金額となりますので、一応、想定として、世帯での所得が300万円の場合について申し上げさせていただきます。世帯での所得が300万円の場合には、月の収入区分が高いほうから2番目の7という区分になりますけども、2LDKで約5万4,000円、3LDKで約6万3,000円というような金額になります。

今申し上げましたように、災害公営住宅の家賃というものにつきましては、民間の賃貸での住宅での家賃と比べてもですね、特段に安いというような家賃とはなっておりません。なお、最終的な家賃の決定については、定められた計算式があります。その土地の評価、そして建物の最終的な建設費等がですね、関係しますので、先ほど例を申し上げた金額からは多少のですね、増減はあろうかというふうに思います。以上、2点、答えさせていただきました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 河内課長の説明でよく分かりました。よく理解できました。

それでちょっとですね、1点だけ。最初に入居する3年間というのは、何か特例措置とかあるような話も聞いたことありますけれども、今、家賃を言っていた金額は、入居、最初からその金額ということでよろしいんですか。それだけ、ちょっと最終的に確認させてください。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 宮崎議員2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げた例ですけども、金額は最初からその金額なのかという御質問ですけども、最初からもうその金額ということになります。

3年間の特例措置という部分にちょっと御意見いただいたんですけども、特例措置といいますかですね、入居して3年以上経過した場合に、収入区分が8段階ございますけども、収入区分が5以上の方についてはですね、基準値収入超過者というような扱いになりますので、3年を越した段階でですね、もう年々増額になっていくと。増額になった場合でですね、もう年数を経過していきますと、高いときには10万円ほどの家賃になってしまうということがありますので、その際に、住宅の明け渡しのですよね、努力義務が生じてくるということになります。以上でございます。

○9番（宮崎金次君） よく分かりました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村でございます。

この36戸建設予定の災害公営住宅ですけども、益城町は震災のときにペットを飼ってらっしゃる方がたくさんいて、総合体育館の横にペットの飼育場等も設置され、また、現在の仮設住宅においてもペットを飼っていらっしゃる方いらっしゃいまして、その管理等もそれぞれの飼い主さんたちが管理していらっしゃるわけですけども、今回建てられる36戸の災害公営住宅ですけども、ここにペットを飼っていらっしゃる方、同居できる戸数というのは検討されていらっしゃいますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 7番吉村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

災害公営住宅に入居される方々のペットの取り扱いということでの御尋ねですけども、町全体でおおむね680戸ほどの災害公営住宅を整備していくという予定としておりますけども、広安校区についてはですね、RCの4階建てなり5階建てというものを建設していきますけども、その中で、棟をですね、分けて、限定した中でですね、この棟についてはペット棟だというような形で建設を計画をしております。

お尋ねの、今回の36戸、集落分の36戸についてのペットについての要望は何戸ぐらいあるのかということですけども、具体的なですね、戸数までは、今から入居申し込みになりますので、そ

こは把握はしておりませんが、二戸一の長屋建てになりますけども、集落分においてはペットの飼うのは可としております。可能としております。ただし、公営住宅におけるペットの飼育につきましては、その1世代限りと、被災されたときにペットを飼ってらっしゃった場合に、そのペットをやっぱ離されるというのは非常に飼ってらっしゃる方はおつらいということで、その1世代限りについて飼うのを認めると。ですから、それ以降はですね、もう飼育は御遠慮いただくということで、取り組みをさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村です。

今の答弁に、ペット可能なのは1世代限りということが発言されましたけども、これは広安で、RCで4階建てか5階建てを建設されるときに、棟を区切って、この棟はペット可ということをおっしゃいましたけども、その場合でも、ペットは1世代限りでしょうか。確認です。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 7番吉村議員2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

RCづくりでのペット棟という形での旨について、1世代限りなのかという御質問ですけども、お尋ねのとおり、これにつきましても1世代限りの飼育を認めるということで考えております。一応、そういう規定に今なるとということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村です。

今の規定になつてるといふふうにおっしゃいましたけども、その規定っていうのは、県が決めた規定でしょうか、それとも町が決めた規定でしょうか。確認の意味で質問させていただきます。

もしも県が決めてることであれば、これはまた県の規定を変えていただかないといけないと思うんですけども、町がもしもその規定っていうことであれば、それはまだ検討する余地があると思いますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 吉村議員3回目の御質問にお答えをさせていただきます。

ペットの飼育につきまして、町の基準なのか県の基準なのかというところでございますけども、申しわけないです。正確には、私も把握しておりません。把握しておりません。

町のですね、既存の町営住宅、三百数十戸ありますけども、ここにおきましても、ペットの飼育ちゅうのは原則不可と。原則でなくて、もう不可ということになっておりますので、恐らく町の住宅の条例を見ていけばですね、その部分に触れてある部分があるのではないかなというふうに思っております。

ただ、今回、災害公営住宅につきましては、先ほど申し上げましたように、被災時にペットを飼っておられてそのまま住居をなくされた方についてはですね、1世代限り特段の配慮をすることになつておりますので、県の規定なのか、町の規定なのかについてはですね、また後日、議員さんのほうにおつなぎをしたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号「公有財産の取得について」を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第50号「公有財産の取得について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって議案第50号「公有財産の取得について」は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に提出されました案件は議了されました。

御協力いただき、まことにありがとうございました。

これで、平成30年第4回益城町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員